

## みなさんのお宅へお届けするもの

### 1 住居番号決定通知書

お宅の住居表示がどう変更になったかお知らせするもので、住居表示変更の証明にもなりますから大切に保存してください。

### 2 住居番号表示板

住居番号表示板はお宅のすまいの主要な出入口、門柱など道路から見やすい所に取り付けてください。

### 3 住居表示総合案内図

お住まい地域における新町界・町名・街区符号入りの地図ですのでご利用ください。

### 4 住居表示パンフレット

住居表示についてご理解いただくためのパンフレットですからよくお読みください。

### 5 変更登記のしおり

土地・建物及び商業法人登記にかかる住所変更等の手続きの仕方のしおりです。

### 6 通知用ハガキ

### 7 その他連絡通知文等

## 住所変更通知の無料「はがき」の利用について

新しい住所を、親せきや知人、取引先等へお知らせしていただくために、1世帯50枚の無料はがきを配布しますので、新しい住所、お名前、あて先を記入の上、郵便局又はポストへ回収用封筒に入れてお出してください。

なお、通知先が多数ある方は、郵便局の承認を受けられますと計**400枚**まで無料で差し出すことができます。この手続きについては、郵便局の受付又は市役所の担当までお申し出ください。

# 実施後の手続きは……

## 市役所が手続きを行うもの 自動的に住所の変更手続

住民基本台帳・印鑑登録台帳・選挙人名簿・学齢簿・外国人登録原票・国民年金・国民健康保険・市税関係公簿・その他市役所・各事務所の公簿の住所及び戸籍簿の本籍の書き換えをいたします。

## あなた自身で変更手続きをしていただくもの

### ●住所変更手続一覧表

※別紙をご覧ください。

(こういうことは)	(どこへ)	(いつまでに)	(なにをもって)
事項	申請・届出先	手続きの期限	提出書類等
土地・建物等不動産登記の表示変更登記 抵当権などの表示変更登記	土地建物等の所在地を管轄する法務局	期限はありませんので必要なときに申請してください。 (売買、贈与、抵当権設定の時等)	申請書及び証明書を持参してください。
会社などの法人の本店・支店及び代表者等の住所変更登記	本店・支店の所在地を管轄する法務局	法定期間内に申請し(本店実施日から2週間 支店実施日から3週間)てください。	手続の際の登録免許税は免除されます。この手続を業者に依頼すると代行手数料が必要です。
自動車運転免許証	県内の警察署	速やかに変更の手続きをしてください。	運転免許証変更用証明書 (実施後に各人へ郵送)
風俗営業許可証	営業所在地を管轄する警察署	住所の書き換えを希望されるときは申出してください。	
外国人登録証明書	市役所市民室	期限はありませんが速やかに住所の書き換えの手続きをしてください。	印鑑を持参してください。

## 住所変更の手続きのしかた

- (1) 法人、個人の住所変更登記に必要な申請書用紙は、担当で用意しておりますから気軽にお問い合わせください。
- (2) 自動車運転免許証をお持ちの方の住所変更の手続きは、後ほど日時をお知らせして、所轄警察署から地元の公民館などで特別受付けをしていただく予定です。
- (3) 住所変更の手続きをされる時必要な証明書は、住民票の謄(抄)本とは別に、市役所市民課 又は各事務所で何通でも無料で発行します。
- (4) 住居表示によって変更の登記をするときは、登録免許税は免除されます。

## 証明書を無料発行

住居表示が実施されますと、住民登録などの住所も、新しい住所を使用します。

住民票などは、市役所の方で書換えますが、法律上、住所変更のための登記、登録、届出などの手続きが必要なものについては、皆さんに手続きをしていただきますようお願いいたします。

なお、手続きに住居表示変更証明書が必要な場合は無料で発行いたします。

法律上、住所変更の手続きが必要なもの

(例) 土地、家屋の所有者の住所。法人の本(支)店所在及び役員の住所。  
運転免許証の住所。車検証の所有者及び使用者の住所。その他各種免許証などです。



## 皆さまの住所は市でおつけしています

住居表示が実施されている地域に建物を新築又は改築した場合は「住居表示に関する条例」により、ただちに市民課へ届出をすることになっています。届出をしないと、あとで住民票や印鑑証明などを発行する際大変手間がかかりますので、必ず届出をして正しい住居番号を住所としてお使いください。

### ● 建築確認申請とは別に届出が必要です

この届出は、建築基準法に基づく建築確認申請とは全く別の手続きですから、建物の工事完了後、住民登録の転入手続をされる前に届け出てください。

### ● 新築(改築)により住居番号が変わることがあります

住居番号は、建物の出入口の位置によってきまります。新築(改築)により出入口の位置が変わりますと住居番号も変更になることがありますので、ご注意ください。

### ● 間違った住所を使うと大変です！

建物敷地の地番を住所として届け出たり、届出をしないで取りこわした建物についていた番号や「隣が6号だからウチは7号だろう」などと、一人決めした番号を使用しますと、あとで訂正のために多額の費用を要することがありますので十分ご注意ください。

### ● 届出に必要なもの

- (1) 建物等新築届 (市民課 又は各事務所に用意してあります)。
- (2) 建物の平面図・配置図 (敷地に対し、どの位置に建物が建っているか分かるもの)・公図(字絵図)または仮換地図各1通。
- (3) 届出をする人の認印 (建物の所有者でなくても結構です)

記入例

# 建築物等新築届

平成〇〇年〇〇月〇〇日

岐阜市長 殿

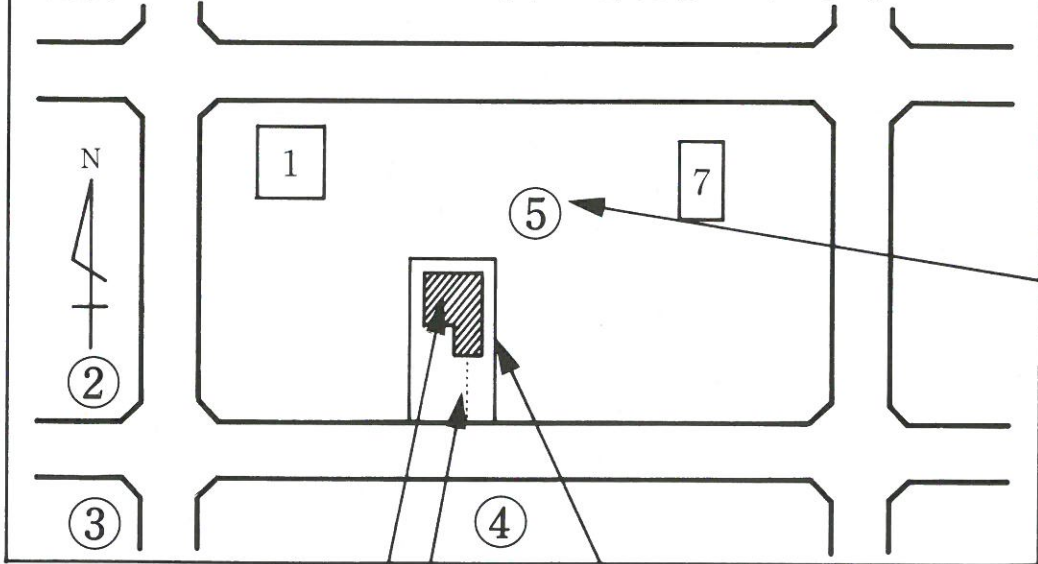
届出人 住所 岐阜市今沢町18番地  
氏名 甲野太郎



岐阜市住居表示に関する条例第3条第1項の規定により、下記のとおりお届けします。

建築物の表示	所有者の氏名 管理者	甲野太郎
	所在地	岐阜市北一色 3丁目 5番地7
	構造	(木造) 鉄筋(骨) モルタル その他 2階建
	用途	(住居) 事務所 店舗 工場 共同住宅 その他
	完成	平成〇〇年〇〇月〇〇日

建築物の主な出入口から道路までの位置の略図を書いてください。



。建物敷地が二筆以上のときは、全部の地番を書いてください。  
。建物を建築した土地の所在地番です。

※平面図・配置図・公図(字絵図)または仮換地図を添付すること。 — 建物の敷地  
— 玄関から道路への出入口  
— 建物の配置図

手続きが終了すると皆さまあてに住居番号をお知らせしますので、道路から見やすいところに住居番号表示板を付けてください。

# 実施後の街には…… 街区表示板や案内板を設置します

各街区の四すみの塀・電柱等に、町名と街区符号を表示した街区表示板を、取り付けわかりやすくします。

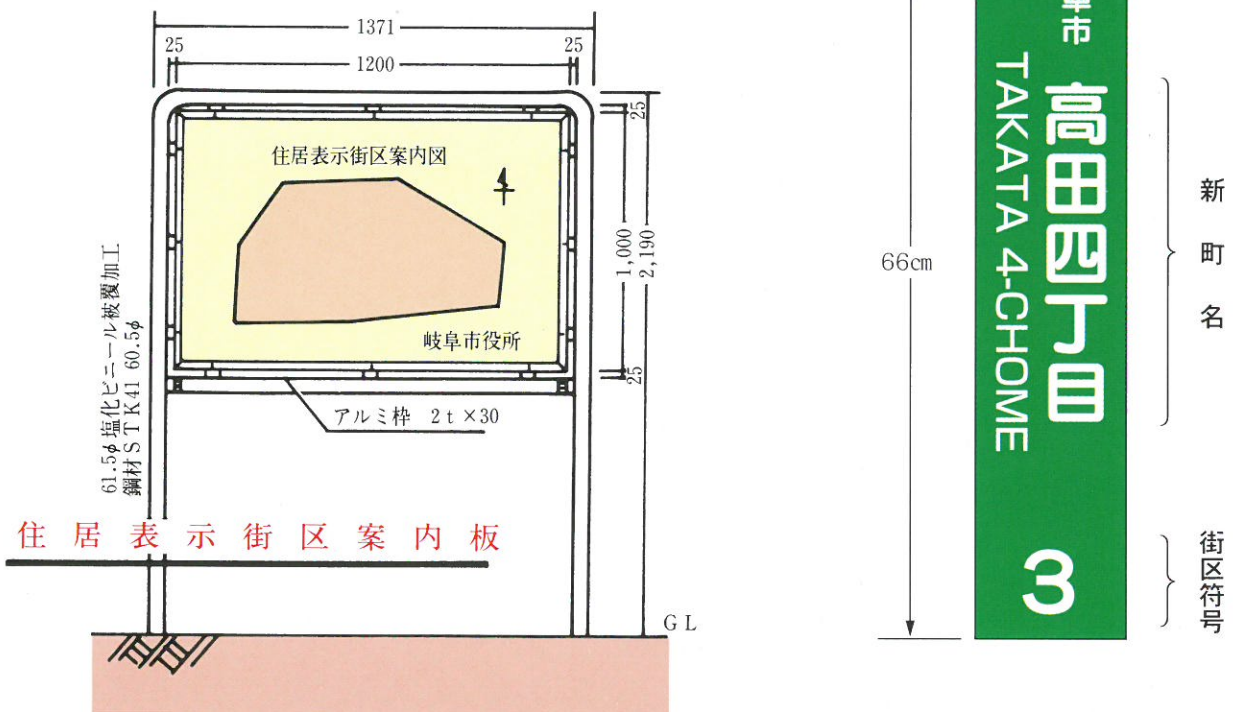
## 住居番号表示板

(縦6cm、横12cm)



新しい住居表示を実施した地域には、皆さんの家の玄関、門柱などで道路から見やすいところに、上図のような「**住居番号表示板**」を、それぞれの街区の四ツ角には、右図のような「**街区表示板**」を取り付けて、わかりやすくします。

## 街区表示板



# この事業の進めかた

## 新しい住居表示を実施するため地元住民の 理解と協力が必要です

住所は、私たちの日常生活や社会生活に密接な関係があります。この事業を進めるにつきましては、みなさんの声をできるだけ取り入れて民主的、能率的に町づくりを行うため、住居表示審議会が組織され、地域住民のみなさんの声をできるだけ反映できるよう準備をしています。また、各地域や町内ごとに説明会などを開いて、みなさんのご理解とご協力をお願いする予定であります。

### 住居表示実施前

市では、実施にともなってあらかじめみなさんの住所、世帯主の氏名、建物の位置、主な出入口などの調査のため係員がお伺いすることもありますから、その節は、何とぞご協力くださいますようお願いいたします。

## 全国的な制度〈住居表示整備事業〉

●この事業は次の法律等に基づいて実施されます。

- ・住居表示に関する法律
- ・住居表示に関する法律施行令
- ・岐阜市住居表示に関する条例
- ・岐阜市住居表示に関する条例施行規則
- ・岐阜市住居表示審議会条例
- ・岐阜市住居表示審議会会議規程
- ・街区方式による住居表示の実施基準
- ・岐阜市住居表示整備実施基準
- ・新住居表示の実施に伴う事務処理について

## おわりに

新しい住居表示制度は、今まで住所に地番を用いていたことから起きた不便や不都合をなくすために設けられた制度です。

これからは、ご自分の住所を書く場合は勿論、知人や取引先にも新しい住居表示を知らせて、通信や配達の際に必ずこれを使ってもらうなど、皆さんが十分活用することによってはじめて効果が発揮されるものです。

合理的な住みよい町づくりのために、皆さんのご理解とご協力をお願いします。



◎住居表示についてのお問い合わせは—————

〒 500-8701

岐阜市今沢町18番地

**岐阜市役所市民課 住居表示担当**

☎〈058〉265-4141 内線 (3112, 3123)